

2019年2月21日

厚生労働省医薬・生活衛生局  
食品基準審査課新開発食品保健対策室 御中

茨城県小美玉市西郷地 1703  
0299-48-3243  
いばらきコープ生活協同組合  
代表理事理事長 鶴長 義二

## 「ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取扱いについて（案）」に対する意見

「ゲノム編集技術」は、日常生活や社会に大きな影響を与えることが予測されています。食品分野では既に研究・開発が進み、市場への導入準備に入っているような状況です。それにもかかわらず、消費者への十分な情報提供がされないまま、議論を深めることもなく、拙速な進め方に懸念を抱かざるを得ません。

組換えDNA技術を利用して得られた食品。すなわち遺伝子組換え食品の登場から20年以上が経ちますが、消費者への安全性や環境への影響を懸念する意見等が、現在でも多く見受けられます。これは遺伝子組換え食品の導入・拡大を先行し、消費者とのリスクコミュニケーションをおざなりにしてきた結果であると考えます。今回、ゲノム編集技術を利用して得られた食品（以下「ゲノム編集技術応用食品」）の取扱いにあたっては、遺伝子組換え食品と同じ轍を踏むことは避けるべきです。ゲノム編集のような新しい技術は、消費者の知る権利を保証しメリット・デメリットを明確にした上で、消費者との誠実なリスクコミュニケーションに取り組むことが求められます。

当生協は、消費者の信頼と適正な商品選択の確保が大切であると考え、取扱い（案）について以下の意見を申し述べます。

### 1. ゲノム編集技術応用食品の市場導入前に、消費者とのリスクコミュニケーションを徹底すること

市場への導入に向けて消費者から不安や疑念の意見が多く寄せられることが予測されます。安全性、環境への影響、メリット・デメリット等の情報提供について、正確かつわかりやすく、何度も丁寧に行うことを求めます。リスクコミュニケーションを繰り返し行うことで消費者の理解が次第に深まり、社会全体に受け入れられる環境が整うことにつながると考えます。

### 2. 導入遺伝子およびその一部が残存しないゲノム編集技術応用食品について、届出を義務化すること

外来遺伝子が残存する場合には安全性審査の対象となり、組換えDNA技術を利用して得られた食品の取扱いとも整合しており、合理的であると考えます。しかし、導入遺伝子およびその一部が残存しないものは、組換えDNA技術に該当しないため、開発者等による届出が義務化されていません。これでは、輸入食品など届出のないゲノム編集技術応用食品が、市場に出回ることは容易に想像できます。取扱い（案）では「将来の届出義務化の措置変更も視野に入れつつ」と記載されていますが、制度開始当初から規制の法的枠組みとしての届出義務化を求めます。

### 3. ゲノム編集技術応用食品であるかどうか、消費者が正しく選択できるようにすること

ゲノム編集技術応用食品を選びたい消費者と、選びたくない消費者が想定されます。商品ごとに分別管理されたものを、確実に選択できる制度が必要です。取扱い事業者が責任を持って生産・流通等の管理を徹底した上で、商品やカタログ等に表示するなど、消費者が正しく選択できる制度の構築を求めます。

以上